

日本赤十字社三重県支部チャリティボックス設置要領

日本赤十字社三重県支部

1. 目的

この要領は、日本赤十字社三重県支部（以下「支部」という。）の活動資金を確保することを目的として、日本赤十字社三重県支部チャリティボックス（以下「チャリティボックス」という。）の設置を希望する法人・団体（以下「法人・団体」という。）に貸し出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

2. 申請

- (1) 法人・団体は、チャリティボックスの設置を希望する場合、チャリティボックス設置申込書（別紙1）により支部に設置を申し込むこととする。
- (2) 支部は、申込書をもとに設置の可否を検討する。
- (3) 支部は、設置を承認する場合、承認通知及びチャリティボックスを法人・団体に郵送することとする。

3. 管理

- (1) 法人・団体は、チャリティボックスの設置に際して、必ず管理責任者を定めることとし、管理責任者は、チャリティボックスの管理について全ての責任を負うものとする。
- (2) 使用期間は、最長1年間とし、1年を超えて使用する場合は、期間終了後、支部と協議のうえ、適切と認められた場合は更新することができる。
- (3) 支部は、管理台帳（別紙2）により貸出状況を管理するとともに、年度末ごとに募金箱の活用状況を確認する。

4. 取扱い

チャリティボックスは、申請のあった場所やイベント会場のみで管理責任者の責任において使用することとし、特に紛失・破損、盗難等に注意することとする。万一、紛失・破損や盗難のあった場合は、速やかに支部まで連絡することとする。

5. 使用範囲

チャリティボックスは、第1項に定める目的以外の目的で使用してはならない。

6. 返却

法人・団体は、次の場合は、支部まで連絡のうえ、チャリティボックスを返却することとする。

- (1) 貸出し期間満了もしくは募金活動が終了した場合。
- (2) チャリティボックスを設置する場所が無くなった場合。
- (3) その他、チャリティボックスが設置できなくなった場合。

7. 使用中止

支部は、次の場合は、速やかに法人・団体に対しチャリティボックスの設置中止を要請し、返却を求めることとする。

- (1) チャリティボックスを使用する企業・団体等のPRや営利を目的にしている意図が感じられた場合。
- (2) 設置場所、管理責任者等、具体的な計画が示されない場合。
- (3) 貸出しから1年間にわたって募金の協力の実績がなく、今後も使用する計画がないと認められる場合。
- (4) その他、支部が不相当と認めた場合。

8. 振込み

法人・団体がチャリティボックスにより募集した寄付金は、次の指定口座に振込むか、下記の連絡先まで連絡することとする。

<振込先>

- (1) 郵便局（専用振込用紙を使用した場合、手数料は無料）
 - ① 郵便振替番号 00810-5-54171
 - ② 名義 日本赤十字社三重県支部
- (2) 銀行（専用振込用紙を使用した場合、手数料は無料）
 - ① 口座番号 百五銀行 津駅前支店（普） 153557
 - ② 名義 日本赤十字社三重県支部

9. 参考

（募金箱仕様の一例）

白色アクリル製、白色赤十字マーク入

高さ 15 cm×幅 10 cm×奥行き 10 cm。鍵付（南京錠付き）

附 則

この要領は、令和2年8月13日から施行する。

（連絡先） 日本赤十字社三重県支部 組織振興課

〒514-0004 三重県津市栄町1丁目891番地

電 話 059-227-4145

FAX 059-227-6245

E-mail mie-info@mie.jrc.or.jp

<http://www.mie.jrc.or.jp/>